

富山市東老人憩いの家指定管理者募集要項

1 施設の概要

- (1) 名称
富山市東老人憩いの家
- (2) 位置
富山市荒川四丁目1番83号
- (3) 敷地及び建物の概要
敷地面積 1,154.00㎡、構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建て
建築面積 368.06㎡、延床面積 578.69㎡
利用定員数 70人
- (4) 設置施設
浴場、集会室、教養室、ホール、作業棟など

2 管理運営の方針

高齢者の教養やレクリエーション等の生きがい創出の場を提供し、高齢者の心身の健康増進に寄与するため、利用者に安全で快適な環境を提供する。

3 管理業務の範囲等

- (1) 富山市東老人憩いの家の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 富山市東老人憩いの家の使用の承認に関する業務
- (3) 富山市東老人憩いの家の使用料の徴収に関する業務
- (4) 上記の他、富山市東老人憩いの家の管理に関して市長が必要と認める業務

業務内容の詳細については、添付の「富山市東老人憩いの家管理業務仕様書」をご覧ください。

4 管理運営に要する経費

富山市東老人憩いの家の管理運営費については、仕様書をもとに積算してください。
なお、積算にあたっては、募集要項に添付の直近4年間の収入及び支出の決算額を参考としてください。

5 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

6 利用料金制度の適用の有無

施設の使用料については、利用料金制度を適用せず、市の収入としますが、使用料の徴収等の事務については、指定管理者に委託します。

7 指定管理業務に必要な資格、免許等

消防法第8条に規定する防火管理者

8 指定管理候補者として選定しない法人等

次のいずれかに該当するものは、指定管理候補者に選定されません。

- ア 当該法人等の責めに帰すべき事由により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人等
- イ 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び地方自治法第180条の5の

規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員（以下「市の機関等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理業務及び請負をする法人等（市の機関等の場合にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人等（公共団体及び公共的団体を除く。）

（地方自治法の「兼業禁止」に準じた取扱い）

ウ 当該法人等の代表権を有する者のうち、次のいずれかに該当する者がある法人等

- ① 公の施設の管理に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 本市における指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ⑥ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（①～③は、地方自治法施行令の「一般競争入札の参加者の資格」、④～⑥は、地方公務員法の「欠格条項」に準じた取扱い）

エ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の法人等

オ 指定管理業務を開始する時点において、富山市内に事業所等を有しない法人等

カ 法人等又は法人等の代表権を有する者が、市税を滞納しているもの

キ 施設を管理するに当たって必要な資格及び免許等を有していない法人等。ただし、指定管理業務の開始までにそれらを有すること又はそれらを有するものに管理業務の一部を委託することが確実であるものを除く。

ク 法人等、法人等の代表権を有する者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加しているものをいう。）又は法人等の被用者（代表権を有する者等を除く全ての従業員、構成員及びこれらに相当するものをいう。）が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づき、指定管理候補として選定することが不適當である者

9 選定方法等

(1) 選定方法

指定管理者の選定にあつては、外部と内部の委員による選定委員会において、申請のあつた各法人等によるプレゼンテーションの内容等を踏まえ、技術点及び価格点の合計で評価を行う総合評価方式により審査し、選定委員会での結果を経て、富山市において指定管理候補者を選定します。

(2) 選定基準

審査にあたっては、次の選定基準に基づき、最高点のものを指定管理候補者とします。

選定基準	配点
1 住民の平等な利用が確保されていること	10
2 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	50
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	20
4 安全管理及び緊急時対応の体制が確立されること	10
5 環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営を行っていること	
6 総合評価（選定基準1～5について、相乗効果が図られる点などを総合的に評価）	10
計	100

審査結果については、応募者全員にお知らせするとともに、公開します。

10 提出書類

ア 指定管理者指定申請書「様式第1号」

イ 応募資格を有していることを証する書類

-1 代表権を有する者全員の

① 市区町村長が発行する身分証明書（破産者でないことの証明）

② 法務局が発行する登記されていないことの証明書（成年被後見人等でない証明）

-2 申立書（法人の代表権を有する者全員が、「8 指定管理候補者として選定しない法人等」のウに該当しないことの申立書）「様式第2号」

-3 自治体が発行する納税証明書（団体のもの及び団体の代表権を有する者全員分）

-4 資格及び免許等が必要な場合はそれらを有していることを証する書類又は指定管理業務の開始までに有すること等を確約する書類

-5 暴力団排除に関する合意書関係の書類「様式第8号」

ウ 団体であることを証する書類

法人の場合は、定款、寄附行為、登記事項証明書、地縁による団体であることの証明書等。

法人でない場合は規約、構成員名簿等

エ 法人等の経営状況等がわかる書類

-1 組織、人員、業務内容及び業績等がわかる書類

-2 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに相当する書類

-3 類似施設の管理実績がある場合は、当該施設の概要、管理体制、収支の状況及び利用状況等がわかる書類（該当するものがない場合は「該当なし」として提出してください。）

オ 施設管理の基本方針及び事業計画書

-1 施設管理の基本方針「様式第3号」

施設管理の基本的な考え方、利用者からの要望の把握及びそれへの対応、自己点検及び自己評価の仕組みなど

-2 事業計画書「様式第4号」

指定期間内の年度ごとの業務計画書、職員の配置計画、個人情報の保護に関する措置、安全管理及び緊急時対応の体制、指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書、現状における環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営の状況、市作成の協定書に対する変更要望など

カ 指定管理者による自主事業及び収益の向上に結びつく改善策の提案

ー1 自主事業に関する提案書 「様式第5号」

ー2 収益向上に関する提案書 「様式第6号」

キ その他市長が必要と認める書類

共同体として申請する場合は、申請書の提出時点において共同体を成立させ、その構成員すべてのイウエの書類、「共同体の概要書（共同体の代表者、共同体とすることの必要性・利点、管理業務の実施体制のわかる書類）」及び「様式第7号」（指定管理者制度に係る共同企業体協定書）を提出してください。

また、共同企業体の解散時期については、少なくとも指定期間終了後、3箇月を経過するまでの間は解散をすることができないものとしてください。

1.1 指定管理者による自主事業及び収益の向上に結びつく改善策の提案

(1) 自主事業について

管理業務仕様書に記載された業務以外に指定管理者が自主事業を行う場合は、様式第5号「自主事業に関する提案書」を提出してください。

自主事業は、公の施設の設置目的に沿ったもので、施設利用者の利用を阻害しないものに限るものとし、参加者負担金がある場合は、その金額の適正性などについて、市で検討し、市の承認した事業に限り実施できるものとし、

なお、自主事業に係る経費は、指定管理者の負担とし、利用料金も含め指定管理者自らの収入により費用を負担して実施するものとし、市からの委託料を財源としないものとし、

(2) 収益の向上について

富山市東老人憩いの家の管理体制や営業活動について、収益の向上に結びつく改善策について、様式第6号「収益向上に関する提案書」を提出してください。

1.2 指定申請書等の提出先、提出期間及び提出方法等

(1) 提出先

富山市福祉保健部長寿福祉課（本庁西館1階）
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
電話 076-443-2255 担当 堀、宮本

(2) 提出期間

令和2年7月20日（月）から令和2年8月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法等

持参又は郵送してください。

提出部数は、片面印刷で正1部、副（10 提出書類のエオカキ、共同体の概要書のみ）1部とします。

郵送の場合は、書留郵便とし、最終日の午後5時15分まで必着としてください。

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

1.3 質疑応答

応募に際してご不明の点等につきましては、令和2年8月7日（金）までご質問をお受けいたします。

ご質問は、末尾に記載のお問合せ先まで電子メール又は書面でお送りください。

ご質問への回答は、とりまとめのうえ、参考として、応募希望者全員に配布（8月14日前後）しますので、応募予定の方は、8月7日までに送付先をお知らせください。

14 現地説明会の開催

現地説明会を開催します。

参加希望の方は、7月31日（金）までに指定申請書等の提出先へご連絡ください。

後日、日程等をお知らせいたします。

15 事業所税

この施設は、事業所税の非課税（免除）対象施設です。

16 指定管理者の指定及び協定書の締結

- (1) 指定管理者は、令和2年12月又は令和3年3月富山市議会定例会の議決に基づき、指定（決定）されます。
- (2) 指定後、指定管理者となるものにその旨を通知し、告示します。
- (3) 指定後、市との間で協定書を締結します。
- (4) 協定事項及び内容については、指定管理候補者選定後に双方協議して定めます。
- (5) 別添の市作成の協定書に対して変更等を希望される場合は、申請時に「10 提出書類」の事業計画書の所定の欄にその内容を記載してください。

17 指定管理業務委託料

指定期間内の指定管理業務委託料は、予算額以内で毎年度市と協議した額となりますので、申請時に提出された収支予算書に記載の金額を下回ることがあります。

18 提出書類の取扱い

提出書類はお返しできません。また、市の内部及び指定管理候補者選定委員会における検討に用いるため複写することがあります。

情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

なお、提出書類のうち「オ 施設管理の基本方針及び事業計画書」については、申請書の提出先となった窓口において、審査結果とともに、審査結果の通知の日から起算して14日間公開します。

ただし、指定管理候補者に選定されなかった法人等の名称は公表しません。

19 監査

市の監査委員又は包括外部監査人が必要であると認めるときなどは、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務について監査する場合があります。

20 様式及び添付資料一覧

- ア 富山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則
- イ 富山市老人憩いの家条例及び同条例施行規則
- ウ 収納事務の手引き
- エ 富山市東老人憩いの家の管理運営費の直近4年間決算額
- オ 富山市東老人憩いの家管理業務仕様書
- カ 富山市東老人憩いの家管理運営委託業務別仕様書
- キ 富山市東老人憩いの家備品一覧表
- ク 指定管理者指定申請書「様式第1号」
- ケ 申立書「様式第2号」

- コ 施設管理の基本方針「様式第3号」
- サ 事業計画書「様式第4号」
- シ 自主事業に関する提案書「様式第5号」
- ス 収益向上に関する提案書「様式第6号」
- セ 指定管理者制度に係る共同企業体協定書「様式第7号」
- ソ 暴力団排除に関する合意書関係の書類「様式第8号」
- タ 富山市東老人憩いの家管理運営業務に関する基本協定書の案文（リスク分担表、個人情報
の保護に関する取扱い仕様書及び情報セキュリティ特記事項を含む。）
- チ 施設のパンフレット、平面図等（別途、配布します。）

2.1 業務引継ぎ

現在の指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し等の際し、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、市が定める期間内に、市又は次期指定管理者に対して適正に管理業務を引継ぐものとします。

管理業務の引継ぎ方法、日時等については、市と現在の指定管理者及び次期指定管理者において協議の上決定します。

（引継ぎにおける留意点）

- ア 引継ぎスケジュール
- イ 臨時休館の設定
- ウ 引継ぎに係る経費の負担（原則として指定管理者の負担）
- エ 引継書類の確認
- オ 引継財産の確認（備品、物品を含む。）
- カ 施設の予約の状況
- キ 施設使用料の授受、預かり金管理の方法
- ク 個人情報の取り扱い、データ管理等
- ケ 引継ぎにおける体制の整備及び責任者の選定などについて、協議を行うこととします。

お問合せ先

富山市福祉保健部長寿福祉課（本庁西館1階）
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
電話 076-443-2255 担当 堀、宮本
電子メールアドレス tyojyufukusi-01@city.toyama.lg.jp

富山市東老人憩いの家管理業務仕様書

1 施設管理業務に関する事項

(1) 業務の目的

地域の老人に対して、各種の相談業務に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することにより、老人に健康で明るい生活を営んでもらえるよう、次の仕様に基つき、適正に管理することを目的とする。

(2) 開館時間

午前9時30分から午後5時まで

(3) 休館日

12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 使用承認及び使用料の取扱い

富山市老人憩いの家条例第8条に定める通り。
また、直近4年間の利用実績は別紙のとおり。

(5) 管理体制（職員配置）

時間帯	人数	主な業務内容等
8:30～17:00	2	施設の管理運営、関係団体との連絡調整、予算・事業計画の管理、入館者状況・入館者の施設使用状況の管理業務
8:45～17:00	3	受付、館内、館外清掃、浴室の管理及び清掃、湯茶補給、健康器具の運営補助、福祉電話の運営補助、その他諸用業務の運営補助

(※現行の職員体制)

(6) 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、地方自治法、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、富山市老人老人憩いの家条例、富山市情報公開条例、富山市個人情報保護条例、富山市行政手続条例、富山市情報セキュリティポリシー、協定書及び仕様書及び情報セキュリティ特記事項等を遵守することとします。

(7) 個人情報の保護に関する留意事項

(一般事項)

項目	取扱う個人情報の内容	取扱い上の留意事項
1 個人情報の取扱いに関する留意事項の職員への周知	施設使用申請者の住所、氏名	管理責任者は、管理業務に従事する者に対し、その業務に関わる個人情報の範囲及びその取扱いに関する留意事項を個別具体的に指示するとともに、日常業務において必要に応じ指導する。
2 個人情報が記載してある書類等の取扱い	施設使用申請者の住所、氏名	市の指示又は承諾があった場合を除き、個人情報が記録された資料等を複写・複製してはならない。但し、事務を効率的に処理するため、指定管理者の管理下において使用する場合はこの限りではない。
3 廃棄	施設使用申請者の住所、氏名	個人情報が記載されている書類等の廃棄については、市に事前に協議の上、第三者の手に渡らないよう確実な方法によって処分する。

(個別事項)

業務の名称	取扱う個人情報の内容	取扱い上の留意事項
1 使用申込受付、承認、使用料徴収業務	申請者の住所、氏名	取得する個人情報は、申請に必要な事項や減免要件を確認するために必要な事項のみとし、申請者以外から取得しない。
2 使用者管理	申請者の住所、氏名	担当職員以外は取扱わないこととする。
3 施設使用状況の掲示	個人使用者の氏名	個人が、個人の活動として施設を使用する場合は、本人の了解なしに、その使用状況を施設の掲示板等に掲示しない。

(8) 施設の維持管理業務

業務の名称	回数	実施時期	所要経費	備考
維持管理業務 (光熱水費) (燃料費)			7,025 千円	
警備・清掃・館内 消毒・設備保守業 務 (夜間・休日警備) (日常清掃、カー ペット)(館内消毒) (可燃・不燃ごみ、 水銀使用産業廃棄 物) (消防用設備等) (電位治療器) (受水槽清掃)			一式 1,662 千円	
計	—	—	8,687 千円	—

(9) 修繕費の取扱い

当施設において生じる修繕費は年間 88 万円を見込んでおり、これを管理委託料に含めることとする。このほか、大規模な修繕が必要となった場合や、年間見込額を超える場合については、市と事前協議の上、対応することとする。

(10) 安全管理及び緊急時対応に関する留意事項

ア 防災・事故防止

- ・消防計画に基づき、年 2 回自衛消防訓練を実施
- ・消防用設備等の定期点検及び保守管理
- ・利用者の安全確保のための応急処置訓練の実施

イ 施設管理

- ・施設設備の定期点検及び保守管理
- ・不良箇所の早期発見

ウ 衛生管理

- ・職員及び利用者の手洗い励行、感染症の予防
 - ・浴室、便所、各室等の清潔及び除菌
- 切浴槽水の水質検査（レジオネラ症、大腸菌の防止対策等）の実施
- ・受水槽の清掃、水質検査の実施

(11) 管理施設及び備品等一覧

別紙のとおり

2 施設管理業務以外の事業に関する事項

事業の名称	目的及び概要	所要経費	備考
施設開放	施設内の各部屋、健康機器、バンパー、囲碁将棋	361 千円	健康機器リース料
相談業務	関係機関との連携を図り、各種相談に応じ、適切な支援、指導を行う。		
教養向上業務	シニアライフ講座の実施	30 千円	
施設まつり業務	演芸大会や作品展示会の開催	40 千円	
福祉電話業務	ひとり暮らし老人宅への安否確認、孤独感の解消を図る。		
計	-	431 千円	

3 その他

(1) 保険の加入

市では「全国市長会」市民総合賠償保障保険に加入しており、指定管理者が負うべき賠償責任についても、指定管理者を被保険者とみなし、市の責任と同様に当保険で対象となるが、施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うものとされることから、それらの損害賠償時等に対応できるよう、必要に応じて保険に加入すること。

(現在、市が加入している保険の概要)

対象となる事故	<ul style="list-style-type: none"> ・所有、使用又は管理する施設に起因する偶然な事故 ・業務に起因する偶然な事故（指定管理者が独自に実施する業務は対象外） ・生産、販売又は提供する飲食物に起因する偶然な事故
支払限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・身体賠償 1人につき 5,000万円 <li style="padding-left: 20px;">1事故につき 5億円 ・財物賠償 1事故につき 1,000万円 ・個人情報漏えいによる損害賠償 保険期間中 2億円 ※ いずれも免責はなし。

(2) 市等の優先使用に対する取扱い 特になし。

富山市東老人憩いの家の管理運営業務に関する基本協定書（案）

富山市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山市条例第309号。以下「手續条例」という。）第8条の規定により、富山市東老人憩いの家（以下「憩いの家」という。）の管理運営業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この基本協定は、憩いの家の管理運営に関し必要な事項を定めるものとし、甲及び乙は、この基本協定に従い、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（指定期間等）

第2条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務の範囲）

第3条 乙が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 憩いの家の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 憩いの家の使用の承認に関する業務
- (3) 憩いの家の使用料の徴収に関する業務
- (4) 上記の他、憩いの家の管理に関して市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細は、富山市東老人憩いの家管理業務仕様書に定めるとおりとする。

（使用料の徴収等の委託）

第4条 甲は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定に基づき、憩いの家の使用料の徴収及び還付に関する事務を乙に委託するものとする。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けたときは、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 前項の規定により乙が管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用負担において行うこととし、乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、第三者に対し、本協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

（指定管理者の責務）

第6条 乙は、手續条例、富山市老人憩いの家条例（平成17年条例第154号）、同条例施行規則（平成17年規則第101号）及び関連する法令等を遵守するとともに、センターを常に良好な状態において管理し、施設の効用を最大限発揮できるよう管理業務を行わなければならない。

2 乙は、施設及び施設利用者に事故及び災害が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行った上、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、その状況について、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(管理業務委託料)

第7条 甲が乙に支払う指定期間中の管理業務委託料は、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）を限度とする。

2 各年度の管理業務委託料は、次の金額を基本とし、各年度の開始前に甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和3年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和4年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和5年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和6年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

令和7年度 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）

3 甲は、前2項の管理業務委託料を、乙が毎年度作成する収支計画書に基づく請求により支払うものとする。ただし、指定管理期間の各年度に要した管理運営経費の合計額が、指定管理期間の各年度分として支払った管理業務委託料の合計額を下回った場合は、乙は速やかにその差額を甲に返還するものとする。

(備品等の取扱い)

第8条 甲は別紙「富山市東老人憩いの家備品一覧表」記載の備品等（以下「備品等」という。）を乙に無償で貸与する。

2 経年劣化又は乙の責めによらない事由による滅失・き損等により備品等を管理業務に供することができなくなった場合、甲は乙との協議に基づき、管理業務に必要なと認められる範囲で当該備品等を調達又は購入し、乙に無償で貸与するものとする。

3 乙は、指定管理期間中、備品等を常に良好な状態に保つとともに、甲の定める備品台帳を作成し、これを備え置かなければならない。また、乙は定期的に備品台帳と現物の照合を行い、滅失・き損等が確認された場合は、速やかに甲へ報告し、前項に定める対応を行うものとする。

4 乙は、自己の費用負担等により管理業務に必要な備品類を購入することができる。この場合、購入した備品類の所有権は乙に帰属し、乙は前項に定める備品台帳とは区別してこれを管理するものとする。

(リスク分担)

第9条 管理業務に関するリスク分担については、富山市東老人憩いの家管理業務リスク分担表のとおりとする。

(管理業務計画書の提出等)

第10条 乙は、毎年度2月末日までに、翌年度の管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した管理業務計画書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、令和3年度の管理業務については、令和3年3月31日までに、同計画書を提出し、承認を得るものとする。

(1) 管理業務の概要及び実施時期

(2) 管理業務の実施体制

(3) 収支計画書

(4) 管理業務に必要な諸規定及び非常時の対応体制

(5) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、富山市東老人憩いの家管理業務仕様書に定めのない、管理業務の改善又は憩いの家の建物・設備の改修、物品の設置及び憩いの家の周辺地域における施設整備などについて甲に対して提案を行う場合は、提案の必要性、管理業務において見込まれる改善点その他甲が必要と認める事項を記載した書類（以下「提案書」という。）を毎年度1月末日までに甲に提出しなければならない

ない。

ただし、当該提案の実施に当たり、甲に新たな財政的負担が生ずると見込まれる場合については、乙は毎年度9月末日までに甲に当該提案書を提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項の管理業務計画書を提出した後に、前項の事由以外により計画を変更する必要がある場合は、変更の内容について甲に協議の上、必要に応じて変更後の管理業務計画書を甲に提出しなければならない。

(管理業務報告書の提出)

第11条 乙は、毎月10日までに、前月の管理業務の実施状況、施設の利用状況及び使用料の収入状況等を記載した管理業務報告書を甲に提出しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第12条 乙は、毎年5月末日までに、前年度の管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入状況
- (3) 管理業務の経費の収支状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

(管理業務の報告、調査、指示)

第13条 甲は、前3条の規定により提出された計画書及び報告書の内容を審査し、必要な指示を行うことができる。

- 2 甲は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、乙に対して、管理業務又は経理の状況に関し随時報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 3 乙は、甲から前2項に定める報告要求、調査の申出又は改善指示を受けた場合、速やかにそれに応じなければならない。

(帳簿等の保存)

第14条 乙は、管理業務に関する帳簿及び書類等を整備し、常に業務の執行状況を明らかにしておくとともに、帳簿等を会計年度終了の日から5年間保存しなければならない。

(施設の毀損等)

第15条 乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

(不完全履行による管理業務委託料の減額及び損害賠償)

第16条 甲は、乙が管理業務の一部を履行しないとき、又は管理業務の履行が不完全であるときは、管理業務委託料からその不履行又は不完全履行に相当する金額を減額することができる。この場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務等)

第17条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わないこととなった施設及び設備を直ちに原状に回復し、甲に対して本施設及び備品を明け渡さなければならない。ただし、通常の使用における経年劣化及び甲が原状回復を要しないと認めたときは、この限りでない。

(第三者に対する損害の賠償等)

第18条 管理業務の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、

原則として乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(指定の取消等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対しその状況を確認の上、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項の規定による報告の要求、調査又は指示に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) この基本協定に違反したとき。
- (3) 指定管理候補者として選定しない法人等に該当することとなったとき。
- (4) 申請時に提出した書類の内容に虚偽の事項が記載されていたことが判明したとき。
- 瘡) 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (6) 乙がその責に帰すべき事由により、甲に対し指定解除の申出をしたとき。
- (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

2 乙は、前項の規定により指定を取り消されたときは、違約金として、当該指定が取り消された年度における年度協定に規定する管理業務委託料の100分の10に相当する額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消した場合において、甲に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回ったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

4 甲は第1項の規定に基づく指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止により乙に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

(業務の引継ぎ)

第20条 乙は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、憩いの家の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に、甲又は甲が指定した者に対して適正に管理業務を引継がなければならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 管理業務の引継ぎ方法、日時等については、甲と乙が協議のうえ、決定する。

(秘密保持義務等)

第21条 乙が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 乙は、富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号）第9条、第10条及び第56条の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、管理業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関し、富山市東老人憩いの家管理業務の個人情報の保護に関する取扱い仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

4 乙は、富山市情報セキュリティポリシーの情報セキュリティ基本方針4の規定により、情報資産に関する情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、管理業務を実施するにあたり、情報セキュリティ対策に関し、情報セキュリティ特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第22条 乙は、富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）第29条の規定により、情報公開を行うための必要な措置を講ずることとし、乙に対し管理業務の実施に関し乙が保有する情報の公開の申し出があったときは、公開対象となる情報の公開に努めるものとする。

（名称等の変更の届出）

第23条 乙は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、直ちに、その旨を甲に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第24条 乙は、この基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（基本協定の変更）

第25条 管理業務に関し事情が著しく変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この基本協定を変更することができる。

（年度協定書の締結）

第26条 甲及び乙は、第7条第1項の管理業務委託料及び同条第2項の規定により甲乙協議の上定められた管理業務委託料並びに第10条の規定により提出された管理業務計画書に基づき、管理業務の適正な執行を期するため、毎年度当初に富山市東老人憩いの家の管理運営業務に関する年度協定書を締結するものとする。

（協議）

第27条 この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この基本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 富山市新桜町7番38号
富山市長 森 雅 志

乙

富山市東老人憩いの家管理業務リスク分担表

△は従分担

種 類	主 な 内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
法制度変更	施設管理業務に要する資格の変更等、指定管理業務に特別に影響を及ぼす法制の変更又は新設	○	
税制度変更	指定管理業務の内容にかかわらず、全てのものに影響を及ぼす税制の変更又は新設（法人税、固定資産税、事業所税等）		○
	上記のうち、消費税及び地方消費税については、変更後の税率に基づく管理委託費を支払うことにより市が当該費用を負担する。	○	
金利変動			○
物価変動	通常は指定管理者の負担とするが、大幅又は急激な物価変動の影響により、管理運営に支障が生じるおそれがあるときは、市と協議する。 （協議対象経費） ①燃料費（ガソリン、灯油、ガス等）、②上下水道料金、③電気料	△	○
政策転換	施設の廃止により指定管理業務の継続が困難になった場合、施設用途の変更により管理業務内容の変更を余儀なくされた場合など	○	
許認可の取得 遅延	市が取得すべきもの	○	
	指定管理者が取得すべきもの		○
住民及び施設 利用者対応	処分権限を有する指定管理者の行った処分に対する訴訟		○
	指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望	△	○
不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による施設の修復及び指定管理業務の継続不能	○	
	上記の要因により、施設を避難場所等に使用することによる指定管理業務の継続不能	○	
書類の誤り	仕様書等の市がその内容について責任を負うべき書類	○	
	指定申請書等の指定管理者がその内容について責任を負うべき書類		○
資金調達	市が指定管理者に支払う経費の支払い遅延による損害	○	
	指定管理者が業者等に支払う経費の支払い遅延による損害		○
施設、設備、 備品、資料等 の焼失、滅失、 損傷、盗難等	指定管理者の故意、過失によるもの		○
	経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費の年度合計額が次の金額以下のもの 各年度 880千円		○
	上記金額を超えることが見込まれるときは、市と事前協議するものとする。		
第三者賠償	施設等の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	指定管理者が施設等に瑕疵があることを知りながら、それを放置したことにより損害を与えた場合		○
	指定管理業務により損害（個人情報への漏えい、不正利用等による損害を含む。）を与えた場合		○
事業の終了	政策転換による指定管理者の撤収費用	○	
	指定期間の終了、指定の取消による指定管理者の撤収費用		○

I 一般事項

1 個人情報の保有の制限等

- (1) 乙は、個人情報を保有するに当たっては、この協定による管理業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- (2) 乙は、特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- (3) 乙は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内において、市の承認を得なければならない。

2 個人情報の取得の制限

- (1) 乙は、個人情報を取得するときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。
- (2) 乙は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。
- (3) 乙は、個人情報を取得するときは、本人の同意があるとき又は人の生命、身体、財産の保護のために緊急に必要があるときなどの場合を除き、原則として本人から取得しなければならない。

3 利用目的の明示

乙は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき又は取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

4 正確性の確保

乙は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

5 不要となった個人情報の取扱い

乙は、この協定が終了したとき又は保有する保有個人情報が不要となったときは、速やかに当該情報を市に譲渡し、又は市の指示のもとに適切な手段により速やかに廃棄し、若しくは消去しなければならない。

6 事務を委託する場合の措置

乙は、個人情報の取扱いを第三者に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

7 従事者の義務

個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

Ⅱ 個別事項

項目及び個人情報を取扱う業務の名称	取扱う個人情報の内容	取扱いの留意事項及び個人情報の保護に関する措置事項
1 使用申込受付、承認、 使用料徴収業務	申請者の住所、氏名	取得する個人情報は、申請に必要な事項や減免要件を確認するために必要な事項のみとし、申請者以外から取得しない。
2 使用者管理	申請者の住所、氏名	担当職員以外は取扱わないこととする。
3 施設使用状況の掲示	個人使用者の氏名	個人が、個人の活動として施設を使用する場合は、本人の了解なしに、その使用状況を施設の掲示板等に掲示しない。

情報セキュリティ特記事項

1 基本事項

乙は、本業務に係る情報資産（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針2(9)による）を取り扱うにあたり、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、本特記事項を適切に実施し、富山市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 責任体制の整備

乙は、本業務に係る情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

3 業務目的以外の利用等の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に利用、加工、複製、複写、又は第三者に提供してはならない。

4 情報資産の保管及び搬送

乙は、本業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん、その他の事故等を防止するため、情報資産の保管及び搬送に際し、重要度に応じた措置を講じなければならない。

5 再委託の禁止

(1) 乙は、甲の書面による再委託の承諾があるときを除き、重要な情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託してはならない。

(2) 乙は、甲の承諾を得て重要な情報資産の取扱いを第三者に委託しようとするときは、当該委託先に、この情報セキュリティ特記事項を遵守させるとともに、甲に対して、当該委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 従事者に対する教育の実施

乙は、情報資産を取り扱う業務の従事者に対し、情報セキュリティに関する教育を実施し、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

7 事故発生時の報告義務

乙は、本業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん、その他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この協定が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

8 調査等の実施

(1) 甲は、本業務に係る乙の情報セキュリティの運用状況に関し、必要に応じて報告を求め、業務履行場所への立入調査及び監査を行うことができるものとする。

(2) 乙は、甲から業務履行場所への調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。

9 情報資産の帰属

乙が本業務のために収集、作成又は保有する情報資産は、甲の所有に属するものとする。ただし、乙が管理業務委託料により購入した機器、ソフトウェア、ライセンスは乙の所有に属するものとする。

10 情報資産の返還

乙は、この協定が終了し、又は指定が取り消されたときは、本業務に係る情報資産を、速やかに甲に返還しなければならない。

11 特記事項に違反した場合の指定の取消し及び損害賠償

乙が、この情報セキュリティ特記事項に違反し、甲に対する損害を発生させた場合は、甲は、指定の取消し及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

1.2 その他

乙は、1から1.1までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

老人福祉センター等収納事務の手引き

1. 入館料の集計（毎日）

- ①券売機の日計機能を用いて、収納合計額と突合する。
（入館料と受付簿が合わない場合は、入館券の発券数を基本として集計する。）

- ②利用者日計表に「件数」と「金額」を記載

例)

	個人利用者			使用料	
	男子	女子	小計			件数	金額
○月△日							
○月□日							
必ずしも一致しない。(免除があるため)							

- 2. 金融機関へ納入するための納付書（納入通知書原符）を記載。

（摘要欄に施設名と対象となる日付を記載してください。）

- 3. 金融機関へ納入（**3枚複写のまま金融機関へ**）

- 1 枚目『納入通知書原符』 2 枚目『納入通知書兼領収証書』を指定管理者で保管
- 3 枚目『納入済通知書』金融機関から市出納課へ

（注1 原則当日分を翌日に納入。注2 手数料不要）

- 4. 金融機関へ納入の都度、**金銭出納簿（別紙）**に記載する。

5. その他

1 券売機について 故障時の対応 入館券用の用紙	①納入業者等へ連絡 ②故障時は職員の手作業による収受で対応する。 ③用紙（ロール紙）の補充、在庫管理、購入は各館で行う。
2 入館券の取扱い	①不払利用を抑止するためにも、入館券は、回収（箱などに自主的に入れて帰る）する。受付簿は従来どおり記載していただく。
3 つり銭について	①各指定管理者において用意する。
4 再入館について	①県内他事例を参考とするとともに、事務負担とならないよう、 再入館券などは発行しない。 窓口等で、戻ってきたら声を掛けてもらうことなどで対応する。 ②再入館は特例であり、積極的なPRはしない。
5 領収書について	①発行を求める利用者にもみ発行する。

入館料の免除について

富山市老人福祉センター条例施行規則

(使用料の免除)

第3条 条例第5条第2項の使用料を免除する場合は、次のとおりとする。ただし、施設の利用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、この限りでない。

- (1) 市が主催するとき。
- (2) 別に定める事業を指定管理者が主催するとき。 全額
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第157条第1項に規定する公共的団体等のうち社会教育、社会福祉、自治振興等の団体が使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

実施主体による区分

1. 市が主催する行事等【規則第3条(1)】(市が委託する行事等は除く)
事例(1) シニアライフ講座
2. 地域包括支援センターが介護予防を目的として実施する事業(要申請書)
3. 地区・校区老人クラブ連合会が主催する行事等【規則第3条(3)】
4. 単位老人クラブが主催する会議等【規則第3条(3)】(要申請書)
5. その他、公共的団体であると市が認める団体が主催する会議等であらかじめ参加者が定められているもの。【規則第3条(3)】(要申請書)

日による区分

1. 敬老週間(休館日の場合、翌営業日)
2. 各センター祭りの開催日【規則第3条(2)】
3. 管理者と協議し、市が必要と認めた事業【規則第3条(2)】

活動場所による区分

1. 各施設を拠点として実施する社会奉仕事業の活動における更衣室とトイレ、給湯室の利用

者による区分

1. 行事等の準備のための入館
2. 行事等の出演のための入館

有料扱いとする例

1. 施設利用者が自主的に結成したグループの活動
2. 市が委託する事業
事例(1) 介護予防ふれあいサークル
3. 公共的団体であると認められる団体であっても、慰労的趣旨が強いもの。

※入館料免除の利用者が、利用料が必要になる場合

(短時間(前後30分程度)の休憩は無料の範囲内とする。)

目的を達成するために必要な施設(会議室、トイレ、空調、給湯室、湯茶等)の利用のみを免除とし、その他の備品、消耗品、風呂を利用した場合は有料とする。)

記入例

起原課保管

納入通知書原符

富山市	市コード	01	報票	52	年度	27			
会計	01 一般会計					所屬コード	0920		
子種						財源コード	0000	通知書番号	06024
通知年月日				納入期限					
平成	年	月	日	平成	年	月	日		
納入者 〒 ●●●-●●●●									
富山市 ■■町 ▲-▲ ●●老人福祉センター 様									
摘要 老人福祉センター入館料 平成●●年●月▲日分									
納 入 額									
千	百	十	百	十	百	十	百	十	百
									1200

収支決算書

富山市東老人憩いの家

(単位;円)

科 目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	平 均
11 老人福祉事業収入	9,633,273	11,150,147	10,527,527	11,080,966	10,597,978
02 市受託料事業収入	9,633,273	11,150,147	10,527,527	11,080,966	10,597,978
収 入 計	9,633,273	11,150,147	10,527,527	11,080,966	10,597,978
52 事業費支出	5,937,978	5,884,732	6,406,573	6,803,560	6,258,211
03 医薬品費	0	0	0	5,808	1,452
05 保健衛生費	16,308	35,532	63,564	112,220	56,906
08 教養娯楽費	81,844	82,829	91,827	100,008	89,127
12 水道光熱費	5,306,081	5,240,148	5,489,516	5,622,328	5,414,518
13 燃料費	229,996	337,887	276,806	347,677	298,092
14 消耗器具備品費	235,112	119,699	416,223	196,782	241,954
15 保険料	12,620	12,620	12,620	12,620	12,620
16 賃借料	0	0	0	360,936	90,234
22 使用料	56,017	56,017	56,017	45,181	53,308
53 事務費支出	2,570,295	4,140,415	2,995,954	3,152,406	3,214,768
01 福利厚生費	21,560	18,280	15,000	14,996	17,459
02 職員被服費	0	3,660	3,928	0	1,897
03 旅費交通費	16,008	15,922	22,621	20,231	18,696
05 事務消耗品費	273,074	179,740	285,715	367,877	276,602
09 修繕費	385,714	1,768,394	803,466	584,078	885,413
10 通信運搬費	86,416	95,914	89,899	107,711	94,985
13 業務委託費	1,557,108	1,529,346	1,533,384	1,596,712	1,554,138
14 手数料	23,436	35,778	34,760	30,986	31,240
16 賃借料	14,255	14,255	14,255	38,015	20,195
18 租税公課	131,900	415,200	129,000	370,000	261,525
19 保守料	60,824	63,926	63,926	21,800	52,619
62 拠点区分間繰入支出	1,125,000	1,125,000	1,125,000	1,125,000	1,125,000
01 法人管理費	1,125,000	1,125,000	1,125,000	1,125,000	1,125,000
支 出 計	9,633,273	11,150,147	10,527,527	11,080,966	10,597,978

科 目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	平 均
市補助金収入	11,851,897	11,835,128	12,952,341	13,118,321	16,585,896

維持管理業務仕様書

【基本事項】

(1) 業務期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 対象施設

所在地	施設名	面積 (㎡)	構造
荒川四丁目 1-83	富山市東老人憩いの家 (作業所含む)	578.69	R C 一部 S R C 造平屋建て

1 警備（機械警備）業務に関する事項

(1) 警備時間

- ・ 開館日 職員の勤務時間以外の時間（夜間等）
- ・ 休館日 24時間（12月29日～1月3日）

(2) 警備内容

- ① 火災・盗難の異常感知
- ② 事故確知時における関係先への通報・連絡及び報告

(3) 警備方法 総合ガードシステム

(4) 警備仕様

- ① 警報装置
- ② ガードセンター
- ③ 機動隊

(5) 異常事態発生時における措置

- ① 警報受信装置による警報信号をガードセンターが受信したとき、機動隊を速やかに急行させるとともに火報信号は消防署へ、所定対象の侵入信号は警察に通報する。
- ② 警備対象に到着した機動隊は、異常事態を確認した後、速やかにガードセンターへ連絡し、被害の拡大防止にあたる。
- ③ あらかじめ届け出のある当該緊急連絡者へ連絡する。

(6) 警備上必要とする諸設備は、受託者が設置する。

2 日常清掃業務に関する事項

(1) 清掃実施日 休館日（12月29日～1月3日）を除く毎日

(2) 清掃内容 施設内の浴室・便所の清掃

(3) 清掃面積等

	作業場所	作業面積
1	浴室（男・女）	各 14.72 ㎡
2	脱衣室（男・女）	各 11.00 ㎡
3	便所（男）	10.54 ㎡
4	便所（女）	10.17 ㎡
5	身障者用便所	4.41 ㎡

(4) 作業箇所

ア. 毎日清掃する場所

箇所	時間帯	仕様
脱衣室	15:00~16:00	① 掃除機による床除塵清掃後、床面の水拭き ② 脱衣箱内部の清掃・ふきあげ
浴室	15:00~16:00	① 風呂床・洗い場・浴槽・洗桶・椅子等の洗浄 ② 手摺及び鏡の水洗い ③ ゴミ処理
便所・洗面所	16:00~17:00	① 洗剤による便器清掃・手洗い器洗浄 ② 床面清掃・ゴミ処理 ③ トイレトペーパー及び手洗い液の補充

イ. 定期清掃

- ①1ヶ月に1回実施。毎日の清掃箇所の機械による床磨き及びワックスがけ
- ②浴室のガラス水拭き又は空仕上げ
- ③浴室壁面の洗剤による洗浄及びカビ関係の除去
- ④照明器具のホコリや汚れの除去
- ⑤付属備品については、換気扇・扇風機の除塵
- ⑥目ザラをめくり除塵及び清掃

3 可燃物・不燃物・水銀使用産業廃棄物収集運搬業務に関する事項

(1) 収集回数

- 可燃物：週2回
- 不燃物：月1回
- 水銀使用産業廃棄物：年2回

(2) 収集日

- 可燃物：週2回（火・金曜日）
- 不燃物：月1回（第2木曜日）
- 水銀使用産業廃棄物（9月、3月）
- * 祝日の場合は、翌日の収集とする。

(3) その他

- ①排出する廃棄物の収集・運搬・処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて実施する。
- ②可燃物は、紙、布切れ、木屑、残飯等とする。
- ③不燃物は、金属屑、ガラス屑等とする。
- ④水銀使用産業廃棄物は、蛍光灯等とする。

(4) 参考資料：可燃物・不燃物排出量

- ①1日平均：可燃物 4.17 kg 不燃物 0.35 kg
- ②年間平均：可燃物 1,550 kg 不燃物 130 kg

4 公衆浴場における浴室等の衛生管理のための消毒業務に関する事項

(1) 回数 毎月1回

(2) 方法 材質などに応じ、逆性石鹼・両性界面活性剤・次亜塩素酸ナトリウム液・クレゾール液を用いること。

(3) 消毒箇所（面積）

	作業場所	作業面積
1	浴室（男・女）	各 14.72 m ²
2	脱衣室（男・女）	各 11.00 m ²
3	便所（男）	10.54 m ²
4	便所（女）	10.17 m ²
5	身障者用便所	4.41 m ²
6	付設作業所洗面所	2.70 m ²

(4) 業務内容

消毒箇所	業務内容
脱衣室	室内の人が直接接触するところ（床、壁、脱衣箱、戸、手摺、体重計）
浴室	室内の人が直接接触するところ（床、壁、浴槽、洗桶、腰掛、手摺）
男女便所	室内の人が直接接触するところ（床、壁、便器、手摺）
付設作業所洗面所	室内の人が直接接触するところ（床、壁、洗面所等）
身体障害者便所	室内の人が直接接触するところ（床、壁、戸、便器、手摺）

(5) 作業時間

毎月1回、15時から17時までの3時間内に実施。

5 館内殺菌消毒業務に関する事項

(1) 使用薬剤及び使用基準

- ①厚生労働省許可の人畜無害・引火性のない薬剤を使用する。
- ②施行方法は、散布処理・煙霧処理とする。

- (2) 作業回数 年2回を原則とする。
- (3) 作業監督者
防除作業監督者が責任を持ち業務すること。

6 消防設備等保守点検業務に関する事項

- (1) 業務内容
消防法施行規則第31条の4第1項および第3項に定める点検を、年2回消防用備等の点検の資格を有する技術員を派遣して実施するもの。
- (2) 点検内容
 - ①第1回(5月) 外観・機器点検
 - ②第2回(11月) 総合点検
 - ③総合点検は、消防法に基づく点検を行うものとする。
 - ④点検に要する材料は、業者の負担とする。
- (3) 消防用設備等の種類
 - ①消火器具 消火器ABC粉末(蓄圧)6本
 - ②自動火災報知設備
 - 受信機：1階事務室(壁掛型) ニッタン PR-2NKA(1979年製)
 - P型2級3L 受第49-14-3号
 - 感知器：27個
 - 熱感知器：スポット型(差動式) 21個
 - スポット型(定温式) 7個
 - 煙感知器：スポット型(光電式) 4個
 - 地区音響装置：2台
 - 発信機：2台
 - ③誘導灯 3台
 - 避難口誘導灯(中形3台)

7 電位治療器(スカイウェル)の保守点検業務に関する事項

- (1) 保守点検回数 年1回(7月)
- (2) 設置台数・機種 スカイウェル SW9000H 1台 椅子 3脚
- (3) 注意事項
 - ・機械を常時正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して、ヘルストロン点検表に基づき誠実に遂行するもの。
 - ・定期保守により機器の一部付属部品等が老朽、棄損、亡失等した場合、正常な機能を維持するための補修をし、付属部品等の費用を別途支払うものとする。ただし、故障したときは、勝手に修理等をせずに速やかに連絡をすること。
 - ・業務を履行するに当たり、安全管理について万全の対策を講ずるとともに、安全に関する諸規定を遵守すること。
- (4) 点検項目(作業内容)
 - ①コントローラー
 - ・主電源スイッチ点灯の確認
 - ・ヒューズの確認
 - ・通電ランプ点灯の確認
 - ・C・BOX内：各コネクター接続の確認
 - ・バイブレーション作動・音の確認
 - ・電子音・音量の確認
 - ・温熱ランプ点灯の確認
 - ②通電設備
 - ・座部締付の確認
 - ・上部電極、位置・締付の確認
 - ・サイドパネル締付の確認
 - ・バックレスト締付の確認
 - ・絶縁シュー・キャスターの確認
 - ・対電極・絶縁マット破損の有無
 - ・レザーの破損の有無

③ 付属部品

- ・対電極コード締付の確認
- ・高圧コードの劣化及び差込の確認
- ・高圧コードホルダー劣化の状態
- ・接続コード（オス・メス）の劣化及び差込の確認
- ・椅子カバー破損の有無
- ・電源コード断線・差込・極性の確認
- ・延長コード断線・差込・極性の確認
- ・座部電極通電・放電状態の確認
- ・上部電極通電・放電状態の確認
- ・温熱機能・コードの確認

④ 禁忌事項揭示の確認

⑤ パネル設置の確認

⑥ 設置全般

- ・設置・配置状態の確認
- ・椅子とプレートの位置確認
- ・周囲、環境の確認（床・湿気）
- ・絶縁状態の確認
- ・異常な音・放電音の確認

⑦ 清掃

8 館内カーペット清掃業務に関する事項

- (1) 業務内容 敷設のカーペット清掃
- (2) 作業面積 館内カーペット敷設部分 (139.41 m²)
- (3) 作業時間 施設休館日の午前8時から午後5時までの時間内に実施する(年1回)。

9 受水槽清掃、水質検査に関する事項

- (1) 業務内容 既設の受水槽清掃整備及び水質検査（平成15年厚生労働省令第101号に準ずる13項目）の実施報告
- (2) 作業内容 既設の受水槽内部（1 m³）
- (3) 作業時間 風呂の休みの月曜日の午前9時から午後5時までの時間内に実施する（年1回）。

維持管理業務以外の事業仕様書

1 概 況

各老人福祉施設では、市民で60歳以上の高齢者に施設を低料金で開放し、利用者が健康で明るい生活が営めるよう各種相談に応ずるとともに、健康の保持増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与しながら各事業を実施するものとする。

2 事 業

(1) 施設開放

浴場、大広間、集会室、教養娯楽室、会議室、健康相談室などの各部屋をはじめ、マッサージ機、リハビリ器具、電位治療器、全自動血圧計などの健康機器や、カラオケ、バンパーなどの各館保有施設を提供するものとする。

(2) 相談業務

関係機関との連携を密にしながら、いろいろな相談に応じ、適切な支援、指導に努めるものとする。

(3) 健康保持増進

ア 医師や看護師による健康相談や血圧測定及び簡易な保健業務を適宜行い、適切な支援、指導に努めるものとする。(呉羽山、海岸通、南老人福祉センター)

イ 健康機器の利用促進を図るものとする。

ウ 保健講座を開催し、健康管理の意識向上を図るものとする。

(4) 機能回復訓練 (海岸通、南老人福祉センター)

脳卒中の後遺症や交通事故、老化などから身体機能が著しく低下した利用者に対し、医師の診察や理学療法士などによる機能回復訓練や指導を行うものとする。

(5) 教養の向上

ア シニアライフ講座を開催し、健康や生きがいを高める趣味、創造活動の促進を図るものとする。

イ 市立図書館の移動文庫を借入れ、利用者に関覧、貸出しを行うものとする。

ウ 交通安全教室等を開催し、日常生活での安全管理知識の向上を図るものとする。

(6) レクリエーション

ア カラオケタイムを設定し、利用者間の親睦を図るものとする。(呉羽山老人福祉センター、海岸通、南老人福祉センター)

イ バンパー大会、囲碁将棋大会、卓球大会、演芸大会等を随時実施し、利用者間の親睦を図るものとする。

(7) 施設まつりや敬老の集い

演芸大会や作品展示会・映画鑑賞などを実施し、利用者間の一層の交流を図るものとする。

(8) 福祉バスの活用(呉羽山、海岸通、南老人福祉センター)

無料の福祉バスを活用し、利用者の利便性の向上を図るものとする。

(9) 福祉電話

在宅独居老人宅へ電話するなど、安否の確認を行うとともに孤独感の解消に努め

るものとする。

(10)その他

ア 冬至のゆず湯など、季節を感じられるお風呂を実施するものとする。

イ 「高齢者の富山市手作り作品展」への展示や「富山市福祉フェスティバル」への出演など、教養の向上意欲の高揚に努めるものとする。

3 運営管理

(1) 会議

施設間及び長寿福祉課並びに法人本部との相互連絡を密にし、事業の円滑化を図るため、適宜、会議を開催するものとする。

(2) 安全管理

ア 防災訓練を実施するものとする。

イ 危険箇所の早期発見と改善に努めるものとする。

(3) 施設管理

ア 施設設備の定期点検と適正な保守管理を行うものとする。

イ 適宜、老朽化に伴う施設設備の補修を行うものとする。

(4) 職員研修

接遇等、職員の資質向上のための、研修を実施または参加するものとする。

備品一覧表

施設名：東老人憩いの家

種別 番号	品目 番号	品 目	令和元年度末 現在高	備考
1	4	会議用机	7	
3	3	スタンド類(傘立て)	1	
3	4	演台	1	
3	9	倉庫	2	
3	11	雑収納庫(靴)	1	
4	1	パソコン本体	2	
4	2	パソコン本体周辺機器 (プリンター)	1	
4	10	発券用機器	1	
4	5	コピー複合機(5年リース)	1	
7	1	テレビ	1	
7	4	音響機器	1	
17	1	血圧計	1	
17	98	その他医療用機器 (マッサージ器、電位治療器)	6	
18	1	冷房機器	2	
18	2	暖房機器	2	
18	3	冷暖房機器	3	
18	4	空気清浄機器	2	
21	1	冷凍冷蔵庫	1	
22	1	洗濯機	1	
22	2	掃除機	4	
24	99	レクリエーション用具(バン パー)	1	
24	99	レクリエーション用具 (碁、将棋等)	20	

種別 番号	品目 番号	品 目	令和元年度末 現在高	備考
(付設作業所)				
3	2	作業用台	8	
3	6	器具棚	3	
3	11	更衣ロッカー	2	
13	99	その他工作用具	6	

富山市東老人憩いの家利用実績

仕様書添付資料

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	28,626	26,704	27,703	25,120
開館日数(日)	359	359	359	360
福祉バス利用者数(人)	—	—	—	—
福祉バス運行日数(日)	—	—	—	—